



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月31日水曜日 第1377号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画の変更..... 1

## 告 示

### ○愛媛県告示第1377号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成14年 7月31日、瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画の全部を次のように変更した。

平成14年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、本県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海（以下「瀬戸内海」という。）及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域（以下「関係区域」という。）のうち、愛媛県の区域をいう。以下同じ。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

#### 第 1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（昭和53年 5月総理府告示第11号）に基づき、本県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定し、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

#### 第 2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標等をこの計画の目標として、次のとおり定める。

##### 1 水質保全等に関する目標

(1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域につい

ては、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

(2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目的とすること。

(3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

(4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場、魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟等瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地又は採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場、干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場、干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

(6) 健全な水循環機能を維持し、及び増進するとともに、自然浄化能力の向上を図るため、上下流域の連携により森林を整備し、森林の水源かん養機能を確保すること。

##### 2 自然景観の保全に関する目標

(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

(3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要

に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。
- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

### 第3 目的達成のため講ずる施策

計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。

本県における基本的な施策は、次のとおりとする。

#### 1 水質汚濁の防止

##### (1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海の区域は、燧灘、伊予灘及び宇和海からなっており、水質環境基準の類型指定が現在化学的酸素要求量等については8水域、全窒素・全リンについては5水域で行われている。これら水域の環境基準点の平成12年度における水質は、健康項目については、100パーセント環境基準を達成している。一方、生活環境項目については、その代表的指標である化学的酸素要求量で見ると、A類型の海域では1リットル当たり0.8ミリグラムから2.1ミリグラムまで、B類型の海域では1リットル当たり1.2ミリグラムから2.5ミリグラムまで、C類型の海域では1リットル当たり2.1ミリグラムから3.9ミリグラムまでであり、環境基準達成率は、A類型63パーセント、B類型100パーセント、C類型100パーセント、類型計90パーセントである。また、富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンについてみると、本県では5海域全てⅡ類型に指定しており、全窒素1リットル当たり0.21ミリグラムから0.29ミリグラムまで、全リン1リットル当たり0.020ミリグラムから0.026ミリグラムまでであり、環境基準達成率は、100パーセントである。環境基準が未達成のものについてはこれを達成させるためには積極的に汚濁負荷量の削減を図り、またこれが達成されているものについてはその状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）（平成13年12月11日付け環境大臣通知）に定められた平成16年度における、化学的酸素要求量の削減目標量1日当たり69トン達成するため、発生源別の削減目標量を、生活排水1日当たり18トン、産業排水1日当たり44トン、その他1日当たり7トン、窒素含有量の削減目標量1日当たり67トン達成するため、発生源別の削減目標量を、

生活排水1日当たり10トン、産業排水1日当たり9トン、その他1日当たり48トン、りん含有量の削減目標量1日当たり5.2トン達成するため、発生源別の削減目標量を、生活排水1日当たり0.9トン、産業排水1日当たり1.1トン、その他1日当たり3.2トンとした化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）（平成14年7月愛媛県告示第1321号）を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている各種施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア 生活排水については、愛媛県全県域下水道化基本構想（平成10年2月策定）に基づき、市町村と協力して、地域の実情等に応じ、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の導入に努め、汚濁負荷量の削減を図る。

イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。また、環境保全施設の整備促進を図るため、愛媛県環境保全資金融資制度等の積極的な活用を促進するものとする。

ウ 漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、魚類養殖管理要領（昭和53年2月4日制定）等に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。

また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成11年12月28日制定）等の活用を通じて、施肥の適正化と低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減に努める。

さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の促進を図るための愛媛県計画（平成12年10月27日制定）に基づき、ふん尿の堆肥化、有効利用の促進等家畜排せつ物の適正な処理に努める。

エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。また、底質の改善を推進する。

オ 洗剤中のりんの削減及び使用量の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。

カ 総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びリンの海域における収支挙動及び流入実態の調査を行うとともに、汚水処理技術の開発に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を検討するも

のとする。

また、本県の瀬戸内海の区域における赤潮は、平成12年度に5件発生しており、依然として漁業被害も懸念されているので、被害を未然に防止するため、漁場環境モニタリング調査指導事業により、国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化するとともに、赤潮対策に関する調査研究を引き続き推進する。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

本県においては、水質環境基準の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しており、今後も特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成推進を図るものとする。

特に、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出規制の推進、常時監視の実施による状況の把握により、水質基準の達成推進に努めるものとする。また、ダイオキシン類の分解技術研究についても積極的に推進するものとする。

有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づき、排出量の把握及び管理を促進するものとする。

さらに、有機スズ化合物、ノニルフェノール等の内分泌かく乱化学物質についても、汚染実態の把握を一層推進するものとする。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海の区域には、重要港湾の三島川之江港、新居浜港、東予港、今治港、松山港及び宇和島港のほか、47の地方港湾がある。

石油コンビナート等特別防災区域には、松山地区、新居浜地区、菊間地区及び波方地区の4地区が指定されている。

また、来島海峡を始め本県の海域は、船舶の往来が多く、地形が複雑である。

このような状況を踏まえ、次の施策を講ずることにより、船舶廃油、船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油による汚染については、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成7年条約第20号）の規定に基づき策定された油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成7年12月15日閣議決定）に基づき、油汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止等

船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、港則法（昭和23年法律第174号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法等の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

また、現在松山港、菊間港等に設置されている廃油

処理施設の活用により、船舶廃油等の適正な処理を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく規制の徹底と指導監視の強化を図るとともに、本県及び関係市町村の地域防災計画並びに愛媛県石油コンビナート等防災計画（昭和52年3月29日制定）による防災活動等の適切な運営を推進する。

また、船舶衝突事故等による油流出を防止するため、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、港則法等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油防除体制の整備

排出油の流出拡大を防ぐため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付義務の徹底を図るとともに、これら排出油防除資機材等の整備に努める。

また、排出油を速やかに回収するため、現在松山港及び菊間港に整備されている油回収船の積極的な活用を図るものとする。

さらに、大量の流出油に対しては、海上災害防止センターの活用を図るほか、瀬戸内海中部海域排出油防除計画（昭和53年3月30日付け海上保安庁長官通知）及び瀬戸内海東部海域排出油防除計画（昭和53年3月30日付け海上保安庁長官通知）に基づき、迅速かつ的確な排出油の防除のための措置の実施を図るとともに、各地区の排出油防除協議会等を利用して関係相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を促進する。

エ 環境保全対策の充実

事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油流出事故による自然環境等に及ぼす影響調査を実施し、事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

(4) その他の措置

水質汚濁の防止のため、以上の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法等の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が、瀬戸内海の特性により、その水質、生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県の瀬戸内海の区域における自然景観の核心的地域としては、来島海峡を主要景観とする芸予諸島、忽那七島等が瀬戸内海国立公園に、宇和海南部のリアス式海岸、日振島、御五神島等が足摺宇和海国立公園に、それぞれ自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されている。

また、佐田岬半島、宇和海北部のリアス式海岸、大島、黒島、佐島、高島等が、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）に基づく佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されている。

これらの自然公園については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化を図るとともに、自然公園等環境美化推進事業等による清掃美化及び自然保護思想の普及啓発に努めるものとする。

また、公園事業の適切な執行により、憩いの場として、利用の促進を図るとともに、必要に応じて国立公園及び県立自然公園の区域等の見直しを進めるものとする。

さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域についても、自然景観の保全に努め、県土が一つの自然公園とみなされるような地域づくりを進めるものとする。

## (2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の島しょ部及び海岸部の植生は、あかまつ、くろまつ等の針葉樹、しい、かし等の照葉樹である。

特に、あかまつ及びくろまつは、白砂青松の景観を呈し、瀬戸内海のシンボリックな存在であるが、近年、森林病害虫による被害のため、松林は、減少してきている。

また、各種開発により、自然緑地も、減少してきている。

このため、県土緑化の総合計画である第3次愛媛のグリーンプラン（平成8年4月1日策定）等に基づき、時代に即応した緑化の推進を図るとともに、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるため、次のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度及び林地開発許可制度により、林地の無秩序な開発の防止を図る。

また、採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく採取計画の認可並びに海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域における行為の許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮し、採取跡地における緑化の確実な履行の確保に努めるものとする。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

宇和島市等における都市公園整備事業及び継続工事業実施中の新居浜港、東予港、吉海港、早川港、北条港

、松山港等における港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進するとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区（現在15箇所、696ヘクタール指定済）等の指定を進め、その保全に努める。

なお、都市の緑地の適正な保全及び緑化の一層の推進を総合的かつ計画的に行うための方針である緑の基本計画の策定を推進するものとする。

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林保全整備事業、緑化推進事業等を積極的に推進するとともに、森林病害虫の防除対策を進め、さらには治山事業等を促進することにより、健全で快適な森林の保護育成に努め、森林構成の多様化を推進するものとする。

エ 緑地修景措置

開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、本県の開発許可制度の技術基準（昭和46年制定）、大規模開発行為に関する指導要綱（昭和54年4月1日制定）又は開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け林野庁長官通知）等に基づいて公園、緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導するなどして緑の修復に努めるものとする。

## (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県の区域で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定されている史跡として能島城跡が、名勝として波止浜、志島ヶ原等が、天然記念物として三崎のアコウがある。また、愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）に基づいて指定されている史跡として甘崎城跡が、名勝として法王ヶ原、鹿島等が、天然記念物として鹿島のシカ、カブトガニ繁殖地等がある。

これら文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に進めるものとする。

また、水軍遺跡の調査等文化財の発掘調査、所在調査等を積極的に行うとともに、文化財の愛護思想の普及啓発に努めるものとする。

## (4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、松山港及び三島川之江港に配備されている清掃船並びに松山港及び菊間港に配備されている油回収船を積極的に活用していくものとする。

さらに、海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、海岸法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底及び監視取締りの強化を図るとともに、クリーン愛媛運動、海浜美化活動等の広報活動や清掃活動への住民参加の推進等を通じ、海面、海浜及び河川の美化意識の向上や清掃の実施に努めるものとする。

さらに、廃プラスチック等の浮遊、漂着ごみについて、発生防止対策に努めるものとする。

## (5) その他の措置

自然景観の保全のため、以上の施策を推進するほか、開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの施策の実施に当たっては、景観の保全について十分配慮し、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全し、及び創造していくものとする。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並み等の自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

## 3 浅海域の保全等

## (1) 藻場及び干潟の保全等

第4回自然環境保全基礎調査における海域生物環境調査報告書（平成6年3月環境庁調査）によると、本県の平成元年度調査において、本県の沿岸海域には、約6208ヘクタールの藻場があり、ガラモ場が1,431ヘクタール、アマモ場が1,778ヘクタール、その他の藻場が2,999ヘクタールとなっている。また西条市地先等21箇所に約706ヘクタールの干潟が存在している。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき保護水面に指定されている温泉郡中島町二神島地先水域、瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）により藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている西宇和郡三崎町地先水域等22箇所の水域及び鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき特別保護地区に指定されている南宇和郡西海町鹿島の干潟においては、法令に基づく規制措置の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るとともに、適宜これら地域指定の見直しを行い、必要に応じ新たな指定又は指定区域の変更を行うものとする。

また、その他の藻場及び干潟についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するよう努めるとともに、これまでに失われた藻場及び干潟については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

## (2) 自然海浜の保全等

第4回自然環境保全基礎調査における海岸調査報告書（平成6年3月環境庁調査）によると、平成5年度調査において、本県の瀬戸内海の海岸線のうち、自然海岸は約42パーセント、半自然海岸は約26パーセント、人工海岸は約31パーセント、河口部は約1パーセントである。

これらの自然海岸及び半自然海岸のうち、海水浴場と

して、梅津寺（松山市）、唐子浜（今治市）等で年間推定約95万人の利用者があるほか、潮干狩場として、高須海岸（東予市）、岩松川河口（津島町）等があり、魚釣場として、県下の沿岸一帯で多くの場所が利用されている。

このように自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民の憩いの場として、年間を通じ、多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与しているところであるが、近年これらの自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、次の施策を講ずるものとする。

## ア 規制の徹底並びに指導及び取締りの強化

自然海浜の保全のため、愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）に基づき、自然海浜保全地区（23地区）を指定しており、その監視及び指導に努めるものとする。

また、その他県下の貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、都市公園法（昭和31年法律第79号）、鳥獣保護及狩猟二関スル法律及び森林法に基づく各種指定地区に指定されているので、これらの指定地域においては、それぞれ、当該法律に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

## イ 養浜等による海浜環境の整備

自然海浜の保全にとどまらず、積極的に自然とのふれあいの場等として海浜を整備するため、自然環境に配慮した海岸環境整備事業等を推進するものとする。

また、自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め、海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃事業を鋭意実施するものとする。

## 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利採取については、自然環境への影響が懸念されており、環境問題発生への恐れがあること等から、採取禁止とする。その実施時期については、平成14年度中に県骨材対策委員会の検討結果が出されることを踏まえ、その後3年間の猶予期間において平成18年度からとする。

なお、猶予期間内において海砂利採取を行う場合であっても、当該海域の海砂利の資源量や環境に及ぼす影響に配慮し、最小限の採取量にとどめるものとする。

また、海砂利採取による環境については、砂利採取にとどまらず、長期的な影響についても把握し、環境修復の可能性についても検討するとともに、海砂利に代わる骨材等の研究開発を鋭意促進するものとする。

## 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海の区域における埋立てについては、未利用地や既存施設の有効利用のほか、残土等の搬出抑制及び有効利用、廃棄物の発生抑制及び再利用等を通じた循環型社会の形成を推進することによって、極力その抑制に努めるものとする。

なお、やむを得ず公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を行う場合にあっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1

項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては、特に浅海域の藻場、干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物及び魚介類の生息、海水浄化等に関し重要な場であることを考慮するものとする。

#### 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の環境保全を図るためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図り、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進、処理施設等の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図ることが大切である。このため、次の施策を積極的に実施するものとする。

##### (1) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進、処理施設等の整備等の総合的施策を推進することにより、循環型社会システムの構築に努め、廃棄物の減量、資源化対策等を鋭意推進するものとする。また、最終処分量の減少等を図るものとする。

なお、併せてリサイクル事業団地構想やペットボトルリサイクル事業等環境ビジネスの育成を図るものとする。

##### (2) 処理施設等の整備

本県の関係区域の平成11年度末における一般廃棄物のごみ処理施設の整備状況は、ごみ焼却施設31箇所（処理能力1日当たり19,791トン）、粗大ごみ処理施設10箇所（処理能力1日当たり311トン）、再利用施設（リサイクルプラザ・センター）4箇所（処理能力1日当たり96トン）となっており、現在、これらの施設により処理を行う一方、廃棄物処理施設整備事業により、新居浜市、今治地区事務組合等において施設の改築等のための事業が進められているところである。

施設整備については、周辺施設との集約化、早期の施設改造等に努めているところであり、今後とも処理施設の整備等の総合的施策を推進するものとする。

また、産業廃棄物については、事業所及び処分業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、愛媛県廃棄物処理計画（平成14年3月策定）に基づき、適正な処理体制の整備を図るものとする。

##### (3) 処分地の確保

本県の関係区域においては、平成11年度末において、一般廃棄物最終処分場が31箇所（残余容量878,000立方メートル）、産業廃棄物最終処分場が44箇所（残余容量7,773,000立方メートル）確保されているが、廃棄物の量は、年々増加してきており、新たな処分地の確保が重要な課題となっている。

このため、公共関与による処分場の確保に努めるほか、循環型社会システムの構築に努め、最終処分量の減量化を促進するものとする。

なお、廃棄物の海面埋立処分によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮し、このような観点から整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

#### 7 健全な水循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めつつ、各地域で次の施策を実施する。

##### (1) 海域

海域と陸域との連続性に留意して、藻場、干潟、自然海岸等の浅海域の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう、海岸環境整備事業等により、人工干潟等の適切な整備を図るものとする。

##### (2) 陸域

森林や農地の適切な維持管理、河川、湖沼等における自然浄化能力の維持及び回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

#### 8 失われた良好な環境の回復

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海岸等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。

これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組みに努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組みに努めるものとする。

#### 9 島しょ部の環境の保全

本県には、199の島があり、これら島しょ部では、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は、住民や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組みが重要であり、ほぼ全島で下水道施設が整備されている魚島村や大三島町等のように、今後とも環境保全施設の整備促進に努めるものとする。

#### 10 下水道等の整備の促進

##### (1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

本県の関係区域における下水道は、平成12年度末において、松山中央浄化センター等12市7町の終末処理場が稼働しており、処理人口は536,000人、処理人口普及率は35.7%と依然低水準の状況にある。

下水道の整備は、瀬戸内海の水質保全を図る上で特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、積極的に整備を促進するものとする。



このため、稼働中の19市町の区域拡張と併せて、事業実施中の重信町等8町村の公共下水道事業についても、鋭意その整備を促進するとともに、計画中の町村についても、できるだけ早期に事業着手し、その整備を推進するものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を促進する。また、流域全体が一体となった下水道整備計画を策定し、水質保全に努めるものとする。

なお、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、改善を推進する。

公共下水道の整備状況（平成12年度末）

終末処理場 稼働中市町		終末処理場 未稼働町村
松山市	北条市	生名村
今治市	東予市	上浦町
宇和島市	丹原町	重信町
八幡浜市	波方町	川内町
新居浜市	吉海町	松前町
西条市	弓削町	保内町
大洲市	大三島町	宇和町
川之江市	中山町	野村町
伊予三島市	内子町	
伊予市		

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道整備が当分の間見込めない地域や下水道整備予定区域外においては、生活排水対策として、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業集落排水施設等の整備が重要な施策である。

ア 浄化槽（合併処理浄化槽）

関係区域における浄化槽（合併処理浄化槽）については、合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業により、平成12年度末までに、12市30町3村で15,611基が整備されており、今後、他の地域においても、地域の特性を考慮し、事業を推進するものとする。

また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和60年9月28日制定）に基づき、設置及び管理の指導を徹底するとともに、浄化槽検査制度の運用により、適正な維持管理に努めることとし、規模の大きな浄化槽（合併処理浄化槽）については、必要に応じ、窒素及びりん等の除去等高度処理浄化槽の設置を指導するものとする。

イ 農業集落排水施設等

農業集落排水施設、コミュニティプラント及び漁業集落排水施設については、平成12年度末までに45施設が整備されており、現在18施設の整備が進められている。今後も、地域の特性を考慮し、農業集落排水施設、コミュニティプラント、漁業集落排水施設等の整備を促進するとともに、必要に応じ、窒素及びりんの除去等高度処理施設の設置を指導するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、平成11年度末において、22施設が整備されており、その処理能力は、1日当たり1,524キロリットルである。

下水道整備との関連を配慮して必要なし尿処理施設の整備を進めるとともに、施設の新設及び増改築に併せて、窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる海底及び河床の底質については、必要に応じ、調査を実施しており、水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき、国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進に努めるものとする。

また、有機汚泥の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じて、除去等の適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期するには、公共用水域の環境基準の維持達成状況及び水質汚濁の発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、平成12年度、水質汚濁に係る環境基準点として、海域128地点、河川42地点、湖沼6地点、合計176地点において、水質汚濁防止法による測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に、常時監視に努めているところであるが、今後とも、これら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

また、水質汚濁の発生源については、水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場又は事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底等に努めるとともに、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の施行に伴い、指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するための測定体制の充実を図るものとする。

さらに、工場、事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能の質的向上を図るものとする。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度は、海域6地点、河川3地点、地下水4地点の調査を実施するとともに、発生源監視調査を行い、県下の環境状況の把握に努めているところであり、今後とも常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、愛媛県立衛生環境研究所を中心に、県の試験研究機関や大学等の関係機関の連携の下に、環境保全に関する調査研究や技術開発を進めており、特に微生物を活用した水質浄化システムの開発、ダイオキシン類分解技術の研究、藻場造成技術の開発研究等新しい環境技術の調査研究を、関係機関と連携し、行っているところである。

今後とも、関係機関との情報交換や連携を図り、瀬戸内海における良好な環境を保全し、回復させるための調査研

究及び技術の開発に努めるものとする。

さらに、瀬戸内海に関する環境情報、調査研究及び技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化及び情報収集の効率化に努めるものとする。

#### 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水、廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民、民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民に対して、各種の広報活動や県民参加型イベントを通じて、良好な生活環境の保全に関する意識の向上に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、清掃美化活動等民間のボランティア活動などとの連携を図り、瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。

このため、社団法人瀬戸内海環境保全協会等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組みの支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たっては、パブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に努めるものとする。

#### 15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施策の整備や理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供、ボランティア等の人材育成、民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

#### 16 情報提供及び広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組み等の広報に努め、せとうちネットの活用等により、情報の共有化を進めることとする。

#### 17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は、13府県が関係する広域的な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水循環機能の維持及び回復のための取組みの推進、住民参加の推進及び環境教育・環境学習の充実を図るため、今後も、流域を単位とした関係者間の連携の強化を図るものとする。

さらに、瀬戸内海の自然的社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民、事業者等の幅広い

意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体の環境保全の取組みに対して相互に意見を述べる機会を設けること等により、一層の連携の強化を図るものとする。

#### 18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組みとの連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組みに積極的に貢献するため、財団法人国際エメックスセンターの活用等により、閉鎖性海域に関する国際会議等の支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

#### 第4 施策の実施上必要な事項

##### 1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策については、その積極的な推進を図るものとする。

##### 2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、施策の効果的な実施を図るものとする。

##### 3 計画推進のための関係機関との連絡調整

この計画は、国、県及び関係市町村が一体となって、強力に推進していかなければ実効の上まらないものである。

このため、計画の実施に当たっては、関係機関との連絡を密にし、計画した諸施策の実施状況等について情報及び意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。